

多きを看破し、在北京英国公使オーコナーに対しては十二分の注意を払つて交際し、時局迫るも談笑自若として非開戦的態度を示しながら密かに引揚げの準備を尽くして遺算なかつた。されば愈々引揚となるに際し、オーコナーは小村に向つて「貴君が平和のために充分尽力したのにかゝわらず事遂にこゝに至つたのは遺憾千万だ」といい、痛恨の色を示した位である。

さる程に七月三十一日、清国政府より前記断交の通牒に接した小村は、即時在北京米国代理公使デンビーに翌八月一日正午までに本国政府より電訓に接しない場合には北京を引き揚ぐべしとの意を通じ、翌一日清国政府の宣戦するに及んで、小村は直ちに同代理公使に公文をもつて日本の利益の保護方を依頼し、同時に総理衙門及び在北京各国公使へ北京撤退の旨を通牒し、在清国各地帝国領事へもその旨電報し、且在留本邦人に開港場まで引揚げを命令する等万端手落なく行い、迅雷耳を掩うにいとまがない勢で臨機撤退を断行した。

かくの如く政府は既に七月三十一日をもつて北京撤退の電訓を発したけれども、小村の翌八月一日に撤退を決行せる際には、その電訓は未だ入手していなかつたが、自己の裁断でこれを決行したことは、暫く官紀の問題を離れ、外交上の常則よりして危険の挙措であつたのは言を俟たない。時局が小村の所期と吻合し、直ちに開戦に進展したればこそ論なきも、若し直ちに開戦を見るなかりせば、己は重大な責任の下に立つを免かれなかつた。故に規矩準繩に拘泥する尋常人では、かるゝ乾坤一擲の腹芸は、これを演ずるの伎も勇も到底期して望むべきではない。

かくして小村は国旗、官印、公秘書類を携帯し、中島公使館二等書記官、鄭三等書記官（永昌）、松方外交官補（正作）、高洲書記生（大助）その他北京在留本邦人十五名を伴ひ北京を撤退した。米国公使は途上の危険を慮り、清国

政府に護衛兵を要求するよう小村に注意したが、笑つてこれを謝し、「官兵も賊も五十歩百歩である。なまじに同伴すれば却つて心配の種である。その群集するに先だち、単独且迅速に撤退するのが寧ろ安全だ」といつた。かくて一行は百難を排して昼夜兼行、通州を経て三日正午に天津三汊口に着し、紫竹林に往つて二三の残留軍務員に注意を与え、四日天津から小汽船で下江し、大沽沖で英船トンチャナ号に乗り換え、芝罘を経て八日上海に着いた。同港では大越総領事（成徳）、及び先着の天津駐在荒川一等領事（己次）、芝罘駐在伊集院二等領事（彦吉）、公使館附神尾陸軍歩兵少佐（光臣）等が出迎えてその安着を祝した。

小村等は滬四日、たまたま仏船ヤーラー号が十二日本邦に向うことになつたので、一行はこの船で十五日無事神戸に入つた。小村は上海滞留中、ある時一英字新聞記者に向つて大に氣焰を吐いたが、その氣焰は翌日の同紙に日本代理公使の対清論として堂々と掲記された。大越総領事は、日本代表者の言説として不謹慎だと難じたが、神尾少佐は小村のために大に弁じた。翌々十七日小村は無恙着京したが、陸奥外相は特に彼を新橋停車場に迎え、「ヤー大麥御苦勞であつた」と挨拶し、小村は「実は今度は叱られるかと思つて帰つて来ました」と答えた。陸奥は「あれはあれで宜しい、時局は足下の云う如くになつた」と、いつて勞をねぎらつた。踰えて数日、神尾が小村と外務省の廊下で偶然出会つた時、小村は少佐に「過日の氣焰は大臣の追認を得たよ」と云つて肩を揺すぶつて例の如く哄笑した。

第二節 民政長官から政務局長

伊藤首相は開戦に至ると幾くもなく奏議をなして、速かに清国に対し一大勝利を博し何時にても敵国に対し我が要

求を提出する地歩を占めねばならぬ。」因テ此際、軍事一片ノミヲ是レ事トセズ、機ヲ見テ進止シ、以テ国家ヲ危地ニ陥ル、ガ如キコト之ナキ様、終始外交關係ヲ慎重ニスルコト、洵に国家ノ要務ニ属セリ」と述べ、外交と軍事との相關關係、更に外交の軍事上の優位を強調した。明治天皇は伊藤の奏議を納れ八月三十日、山県有朋が新たに第一軍司令官に任ぜられた折の陪食の際上諭を發し、文武官相睽離することなく終局の大計に注意すべきを諭した。其の第四條に「交戦ノ韓地ニ在ルノ間ハ、出師首將ト該國駐劄外交官ノ間、各其ノ奉ズル所ノ職域ヲ踰越スルコトナクシテ氣脈ノ貫通ヲ怠ラザル事」とあり、小村が山県軍司令官に隨行を命ぜられたのは、山県と大島公使との間に周旋に當る為であつた。即ち九月三日付の陸奥より大島公使宛の左の書簡に其の消息が伺われるのである。

密啓陳は日清間之戦局も日々重大に相成候付而は今回山県陸軍大將朝鮮へ派遣相成候場合に立到候処、抑も交戦國に於けるは單一に敵國に對する抗戦のみに止らず外与國との交渉關係を顧慮せざるべからず又内に在ては政府と軍衙との間に齟齬を生ぜざる様注意すべく、又之と同時に当該軍衙と出張首將との間に衝突を生ぜざる様、及び出征首將と外交の衝に當る老兄との間意見の齟齬を来さざる様注意すべき事極て肝要に有之候を以て聖慮周詳、深く其辺に御注意被遊去月三十日山県大將其外軍務之枢機に預る人々と伊藤首相とを御前に召され、別紙の上諭を賜はり一同御受申上候

因て茲に其写を密封して御送附仕候間老兄にも善く聖旨の在る所を服膺相成、充分御注意御從事被下度且又別紙は極めて秘密に付何人たりとも御示相成間敷候今回公信を以申進候通り、小村壽太郎を間接に山県大將に隨行せしめ候も前述の意味（尤も同人は別紙の事は承知不致候）にて同大將と老兄との間に周旋為致、如何に軍略上にて、外交上に著大の影響を生ずべき事柄は成丈け相避候積りに候此意味は小生山県とも對話して同伯にも十分了解致し居候右迄忽々頓首

九月三日

宗光

如楓老台、

本書及び別紙は尤も秘密を要す

小村は北京を引き揚げて歸朝してから月余、九月一日をもつて朝鮮出張を命ぜられ、同月四日第一軍司令官山県大將の部下として、加藤書記生（義三）及び通訳生を伴うて出發した。同日、小村は大本營附、次で第一軍附となつた。同月九日、一行は字品を發し十二日仁川に上陸したが、我が軍既に車馬を徵發し尽し、また乗用に供すべきものなく、僅に近隣を探りて古籐輿二個を獲た。小村はその一に乗り、余の兩人は他の一を交互に用い、相前後して薄暮京城に入つた。京城以北は人馬さらに乏しく、辛うじて杉村書記官（藩）から一馬を借り、内田領事（定槌）から鞍を借り、小村はこれに跨がり隨員は囊を荷つて徒歩し、連日北進して漸く平壤に到着した。十月六日、彼は「在平壤平安道監司との交渉事件取扱」を命ぜられた。當時朝鮮の道路は狹惡を極め、殊に韓人苦力を使つての輜重の困難は言語に絶した。軍司令部の將校これを憂え、前途の難關を痛く悲觀するの状であつた。小村笑つて「それは初めから見當を誤つてゐる。朝鮮人は金の価値を解しない。金の必要を知らない。たまたま金を持てば生命の危険を招くから、これを獲ようという欲望もない。けれども滿洲に入れば、土民は金を欲しがることに於て韓人の比でない。生命と金銭とは彼等の最も貴しとするところであるから、よく金を与え、生命を安全にし、この二者に安心を与えさえすれば、敵地なりとも兵站の輸送、物資の徵發確かに意の如くなる」と。我軍鴨綠江を越えて滿洲に入るに及び、百事殆んど小村の予言に違わなかつた。

十月二十五日、我が第一軍は虎山九連城の敵軍を破り、長驅して清國に入つた。敵地の占領は実にこの時をもつて

嚆矢とする。しかも占領地には一日も政治なかるべからずで、随つて速かに民政機關を設置し、一方には民人の安靜を保持し、他方には軍隊の便益を進張することが急務となつた。よつて同十月三十日、山県第一軍司令官は第一軍管民政庁の組織及び権限を定め、同日小村を民政庁長官に補した。

翌十一月一日、小村以下新たに民政庁附を命ぜられた者は安東県に着任し、直ちに事務を開始した。

當時住民多くは市邑を去つて山野に避難し、沙河鎮の如きは千七百戸を有する一要村なるも、概ね空屋となり、残留者僅に二三十名に過ぎなかつた。それすらも往々恐怖して他に避去しようとするの状であつた。加うるに盜賊屋夜徘徊し、空屋に入りて物品を奪去する者日に絶えなかつた。由來占領地の各市邑には郷約、保甲、里正等の公選吏員ありて行政事務に当り、自ら地方自治の機關を組成していたが、これ等の吏員の過半は亂を避けて他に逃げ去つた。小村は民政を施行するに方り旧慣に従ひ郷約保正の制を復することは施政上に至大の便利あるのみならず、亦実に安民の一方法なることを認め、特に告諭を發してその帰來復職を促した。そしてその歸任した吏員及び負望者数十名を小村は民政庁に招集して親しく開庁の趣旨を懇説し、力を帰順奨励に尽さしめた。のみならず別に通訳憲兵巡査をして日々近村を巡回し、各々堵に安んじてその業に就くべきを諭さしめた結果、彼等は漸く我が真意を解し、遠く離散した者も安堵して陸續家に歸り、數日を出でずして敵前既に市の開けるを見るに至つた。その歸來したものには、民政庁の保護に浴する恭順の民たるを証するため通行券を附与し、また各戸の正当居住者には住居券を附与してそれを戸外に貼付せしめ、良民これによつて各々その所得、市邑著しく平穩に歸した。

當時我が軍の最も苦心したのは徴發であつた。小村は軍需品の徴發に關し既に必要の諭告を發したが、多年官兵の

誅求掠奪に遭つて來た地方民人は、我が徴發の趣旨方法を解しないで、往々強奪ではないかと疑い、その請求を忌避する色があるので、小村はさらに諭告を發し、重ねて我が真意を民人に懇説した。それ以來車馬の徴發、糧食の購買は次第に容易となり、軍の行動はために少からず便宜を得た。しかも小村は一日も速かに地方の郷保等を召集し、親しく我が民政の精神を會得せしめることに努めて怠らず、その結果旧村吏郷約保正等相率いて我が軍のために報効を盟つた者幾十名の多きを算した。

かくして小村は、開庁以後數旬ならざるに、既に着々民政上に功績を挙げ、我が軍の行動に著大の功績を挙げた。彼は東京出發前に一大臣より「君は國際法を研究しているだろうネ」と念を押されたのに答え、「イエ別段研究していません。然し法律の研究は事件の起つた跡からでも沢山です」といつた由であるが、しかも大胆にして細心なる小村は、法令の制定運用一として國際法規の準繩に違わない。山県第一軍司令官は小村が陣中にあつて詳に清國軍隊の實況を説き、その能く肯綮に中るので、小村を常麟凡介にあらずと認め、特に大將の麾下にあつて民政を董督した桂第三師團長は、小村の識見手腕を尋常ならずとし、深く彼を信じ、よくその言を容れ、そのなすところに一任した。當時桂の幕僚に、鬼大佐（佐藤正）といえるものがあつた。眼中民政官なき彼は、事毎に小村を蔑視し、威圧したが、しかも事理の前には威武に屈しない小村は平然自若、常に侃々諤々の論を取つて駁すべきは駁し、寸毫も仮藉しない。山県桂等いよいよ彼の人となりを称し、桂の如きは寧ろ小村を畏敬した。後年首相となつた桂は、小村に於て夙に無二の外務大臣を見出したのである。

當時鬼大佐が如何に軍功に自負して小村を圧迫したかについては、面白い一挿話がある。初め民政庁の創設に當つ

て、庁舎には相應の家屋が予め割当てられ、山県軍司令官の承認をも得たのであつたが、民政庁のいよいよこれに入らんとするに及び、鬼大佐は先んじてそこを占拠し、替え与うるに一陋屋を以てした。小村はこの陋屋をもつて民政の威厳を支うるに足らずとし、軍司令部に稟申して当初の割当て通りに交換することを求めた。大将即座にこれを容れ、大佐に命じて他に移らしめた。大佐已むなく他に移つたが、その移るに際して家具什器、窓帳床敷、概ね搬び去り、たまたま残し置いた物も多くは故意に破毀したる状ありて、役に立つものとは殆んど一物もなかつたが、小村は冷然これを一笑に附した。それでも大佐は尙お含む所があつた。十一月三日、小村は新庁舎で開庁式を挙げ、民政庁の威望大いに加わるの概があつた。大佐は翌夜少壮士官四、五名を伴ひ来つて飲酒を強いた。「小村、一ツ飲め」とて茶碗を突き付け、小村が笑つて平然たるを見、突然拳を揚げてその面を撲つた。主客起つて格闘になろうとした時、侍者咄嗟に燭火を消した。大佐は誤つて椅子に躓いて倒れた。急を聞いて隣家の憲兵が飛んで来たが、提燈を翳して狼籍の跡を検すれば、主人は泰然笑つて独り酌み、笑つて杯を暴客に薦めた。大佐後日人に「小村の豪胆その小軀に似」と語つた由である。

当時小村の位地は大佐相当の三等官で、民政長官として武人と折衝する上に於て時に権衡の不足を感じることもあつた。山県はこれを諒知し、殊にその識見手腕を認めること深かつたので、小村の勅任陞等方を電稟し、その推挙に因り陸奥外相は即時これが手続を為し、十一月八日彼は弁理公使に昇任した。二十九年の春、山県の特派大使として露帝の戴冠式に赴いた際、一、二年前に北京で小村と同僚であつた英国公使オーコナーは、当時在露大使であつたが、彼はある時山県に「日清開戦の際北京で貴国の代理公使たりし彼の小男は今何処におられますか」と問い、小村の豪

胆の態度と機敏の行動とを激賞し、山県をして小村は外人間にもそれ程迄に識認せられるかと今さら感嘆せしめた。小村の後年外務の要局に立つに至つた後も、山県は小村に全幅の信任を置き、殊に小村の外交上の説明報告の極めて明晰で要領を得ているのを称揚し、十二分の安堵をもつて小村の画策施設に賛成するを常とした。

かくて小村は占領地にあつて民政を掌理すること五旬有余、その治績頗る見るべきものがあつた。然るに創業の難は当時漸く過ぎ、加うるに外務本省に於ても、別に小村の手腕を要するものがあつた。そこで彼は公命に依り、後事を新任の民政長官心得たる第五師団參謀福島中佐（安正）に引継いで帰朝した。福島中佐は前年単騎西比利亞横断に成功して盛名を馳せていた人である。その後民政事務は占領地域の拡大に連れて次第に繁雜を加えたので、翌二十八年二月民政庁の組織権限は改まり、支庁及び出張所は各地方に設置せられ、民政庁長官は軍司令部若しくは独立師団司令部と所在を共にし、もつて占領地全部の民政を統轄するの制となつたが、しかも民政の基礎を立て、住民保護の実を挙げ、これが模範を垂れた功は小村及びその董督の任にあつた山県、桂の諸將軍に歸せざるを得ない。

安東県に宿舎を定めて以来、小村は上下二巻の浩翰な「The Life of Sir Harry Parkes」を耽読し、その帰任に際し之れを久水三郎に贈つた。パークスは日本及び清国に駐割した当時の代表的な英国の東洋外交官であり、小村が日本軍の始めて占領せし清国領土に於て、日夜彼の伝を繙いていたということは、極めて興味深い逸話である。

当時、牛莊にあつて赤十字の仕事に従事していた「奉天三十年」の著者クリステイは、清国に進入してきた日本軍に就いて次の如く語つてゐる。

『開戦当初の数箇月間は、日本軍の到来は一般に恐怖をもつて見られた。幾百の人々は敵の手中に落ちる未知の恐怖よりも、むしろ

勝手の知れた逃走の危険を選んだ。春には、多くの哩程に亘る住民多き地方に於て、日本軍の着々たる征服は平静に迎えられた。この態度の変化は、日本軍の規律の予想外なる慈悲と厳正の結果であつた。最初は多くの放肆があつた。しかし時が経つにつれ兵士は嚴重に取締られることになり、町々に軍政が布かれるに及んで、人々は正しい秩序ある統治を受けるようになった。』

小村の占領地より帰朝するや、聖上陛下には小村に破格の謁見を賜い、民政の状況を奏上せしめた。当時陸奥外相は深く講和の前途を慮り、遼東割譲の或は難かるべきを思い、殊に台湾を取る為には或は遼東を棄つるも已むなかるべきかと考え、内外政策上滿洲の地勢の余りに有望のように吹聴するを好まない色があつた。そこで陸奥は小村を帶同して参内するに先だち、予め滿洲のことはその概況を奏上するに止め、余りに詳細に亙らないがよいと誨示した。然るに小村は御前に於て、民政地に於ける施設経営より南滿洲の産業上極めて有望なることに言及し、進んで遼東半島の国防的關係に移り、陸奥が背後から小村の衣尾を引いて中止を暗示するのも気が付かぬ風で、その将来の我が国防上に極めて緊切なる所以を詳細に奏上し、陛下の御傾聴を得た。奏聞終つて退下した小村は陸奥に対し恐縮の態にて「天威余りに耀々、遂に御注意を忘れました」と笑いながらいつた。陸奥もまた笑つて敢えて意としなかつた。一説に小村がその際奏聞したのは、民政の状況よりも寧ろ北京撤退の始末である、陸奥は予め小村にその引揚手續、すなわち外務大臣の訓令を俟たず臨機引揚げを決定したのだとある。その奏聞の内容が右のいづれにあつたかは暫く措き、とにかく陸奥は小村の奏聞が排序その宜しきを得、繁組その当を失わなかつたを傍聴し、深く小村の頭腦の明晰を称し、伊藤首相に向つて大に彼の用ゆべきを語つた由である。程なく陸奥は小村のために「公使館撤回に際し臨機諸事を処

弁し、最も宜しきを得、殊に第一軍管民政庁長官の職を奉じ占領地人民をして帝国の恩威に帰せしめんことを謀り、日夜精勵し、その成績顯著なり」との奏状を具して勳五等に進級方を上奏し、小村は二十八年六月二十一日をもつて右陞勳を得た。されど占領地民政の治績については、別に陸軍に於ても勳功の詮考があつた。当時陸軍勳績調査委員会では、委員の多数は小村の民政長官就職当時の官等及び武官との権衡上からして勳四等以上を小村に擬することを肯じなかつたが、その偉功を識認している山県は、一躍勳三等に叙するに充分の理由ありとなし、小村のために尽力した。その結果小村は破格をもつて勳五等陞叙の日より四ヶ月に過ぎない同年十月三十一日、さらに進んで勳三等瑞宝章、一時賜金三千円を得た。

小村は占領地より帰朝して程なく、二十七年十一月二十八日をもつて外務省政務局長に任ぜられた。翌二十八年三月には、清国講和全權李鴻章來朝し、我方は伊藤総理、陸奥外相を全權として下関に於て談判を開くこととなり、政務局長としての小村の任務は益々重きを加えて来た。これに先だち、廟議の講和條件を決定せんとするに際し、政務局長の小村は、講和條約に於て清国をして我が通商特權の拡張を承諾させることが必要であるとして、一篇の意見書を草して陸奥外相に提出し、その参考に供した。

輓近我國の工業品著しき進歩を現はし、將た東亞市場に於て重要な貿易品たらんとす。加ふるに銀貨下落の爲め歐米金貨國の商品頗る衰頹の色を呈すと共に、我が輸出業益々氣力を得、開戦以前にありては清國に於て通商開港場及び釐金免除等の事項に關し歐米各國と同等の特權を有せざりしにも拘らず、已に彼れと相頡頏することを得るの勢ありし。夫れ清國は土地広く、人民多く、而して富源も亦測るべからず。以て将来我が海産物及び製造品の一大市場と爲すに足るものあれば、此の機に乘じ須く通商上の特權を拡張すべきなり。故に新に締結すべき通商條約に最惠國條款を加へ、各國享有する所の利益に均霑すべきは言を俟たず、猶ほ進

んで左の三項を講和条件として肯諾せしめ置くを必要と爲す。三項とは何ぞ、曰く開港場の増設、鉄道の敷設、及び汽船航路の拡張是れなり。

第一 開港場は従来欧米各国に向つて開きたる諸港の外にさらに北京、湖北省沙市、湖南省湘潭、四川省叙州、広西省梧州の一市四港を開かしむる事。

北京は本邦人の予想に反し、将来本邦輸出品の一大市場となるべし。既に開戦以前に在りて我國の製造物、殊に舶来模造品は著しき需用を来し、其の販売に従事する店舗五十余に上り、日を逐ひ益々繁盛に赴く傾向ありしを目撃せり。欧米各国との条約には、外国人の北京に於て商業を営むを許さずと雖も、現に西洋商人にして雜貨店を開きたる者二名あり。是れ北京政府の默認する所なれば、此の際公然北京を開市場と爲さしむるを必要とす。

沙市は揚子江に臨み、漢口宜昌の間に位し、国道を北方河南、陝西に通じ、西方四川に出入する貨物の揚卸地なり。清国中部に於ける商業の要地は先づ指を漢口に屈し、沙市之に踵げり。従来欧米人は清国政府をして宜昌を開かしめ、以て其の地方の貿易を営み来りしと雖も、群山を背にし頗る交通に便ならず、沙市に及ぼざること遠きを以て、此の地の開港を熱望して止まざるなり。

湘潭は湘江に枕み、揚子江より洞庭湖を経て汽船を航せしむるを得べし。且湖南省の物資集散する所にして、清国中部に於ける第三の商業要地と爲す。

叙州は揚子江の上流に沿ひ、北は岷江を以て成都府に通じ、西南も亦貴州、雲南に水流の利あり。四川省は人口少なくも五千万を下らず、土地豊沃、各種の産物に富み、且鉱物多く清国第一の宝庫と爲す。而して我が水産物及び舶来模造品、殊に紡績に對し夥多の需要を有するを以て、将来の一大市場たること蓋し疑を容れず。其の貨物の集散点は即ち叙州なれば、之を開かしむること必要なりとす。

梧州は数派水流の合する所に位し、外は広東より汽船を以て廻り、内は雲南貴州より棹して出入するを得べく、実に南清第一の商業要地なり。故に英独の商人之を開かしめんと企望する久しと雖も、未だ其の目的を達するに至らず。

第二 鉄道の敷設は北京天津間、山海関牛莊間の二線路を取らしむべき事。

北京は清国の首府たるに拘らず交通甚だ不便にして、道路麤惡、危険も亦少なからず、且冬期渤海の水結するに方りては、通路全く杜絶するを以て、遠く芝罘に迂回せざるを得ず。現に我國より北京に送る郵便は、二十六日を費すに非ざれば達せざるに至れり。既に外国と交際を開きたる以上は宜しく斯る不便を存し置くべからざるなり。且前既に述べたる如く、之を開市場と爲すの必要あれば、速に北京天津間及び山海関牛莊間の兩線路に鉄道を敷設せしめ、現存の天津山海関線と連ね、又牛莊附近に於て金州に敷設すべきものと接続せしめ、以て北京と大連灣との聯絡を通すべきを要す。

第三 汽船の航路拡張は、従来欧米人に許可したもの外、左記区域に拡張すべき事。

揚子江上流湖北省宜昌より四川省重慶及び叙州に至る。揚子江より洞庭湖に入り湘江を遡つて湘潭に至る。西江の下流広東より梧州に至る。四川省の商業が多望なるは前段既に述べたるが如し。英仏は夙に之に着目し、緬甸安南より相互に争ふて鉄道を延長し、雲南に進出し、以て背後より四川の利源を開拓せんと欲すれども、此の方面より四川に出づるには峻険の山脈あり、故に東方より水路直入するの途を開けば其の便益甚大ならん。

揚子江汽船航行は重慶及び叙州に達するを得べき見込あれども、未だ之を實踐するに至らず。宜昌までは既に英人に許し居るも、其上流重慶に至る迄の航路は、芝罘条約追加條款に於て「清国の汽船一たび重慶府に航入する時は英國汽船も亦同所に進行することを得べし」との規定ありと雖も、清人自ら汽船を行すが如きは政府決して許さざるに依り、此の航路の開かるゝは到底望みなきなり。故に今日に至る迄不完全なる支那船を以て往復し、許多の時日を消費し、且上海より倫敦に至るよりも多き運賃を要するを以て、此の至重の宝庫をして空く渾滅に歸せしめたり。此の際重慶より二百余哩を廻り、叙州に達する汽船の航路

を拡張し、我が海産物、舶来模造品を輸入し、以て彼の需要に投せば、啻に運賃に著しき節減を来たすのみならず、危険も亦免るを得、必ず重要な貿易地となるべし。

湘江も亦汽船をして航行せしむるに足るべき見込あり。故に湘潭を以て果して開港場と為すの必要ありとせば、之に伴ふ運輸交通の便必ず開かざるべからざるなり。

西江は航行の便あれども、未だ許し居らざるなり。我れ既に梧州の開港を必要と認めれば、此の航路も亦必ず開くべきものなり。

上來述べたる所のものは、今日我が通商の途を拡張するの手段として必要且有望のものなり。而して欧米諸国は清国との条約上最惠国條款を有するもの多きに居れば、右の利益は我れ独り之を壟断するに非ず、欧米諸国も亦当然均霑し得べきを以て、利害關係の切なる英独米等の諸国は我が措置に対し必ず満足を表するや疑なし。而して条約上に於ては彼我均しく此の利益を享受すると雖も、日清間の貿易は冒頭に説述したるが如き形勢なるを以て、實際我國商品の主要の位地を占むるに至るべきは固く信じて疑はざる所なり。

今日からこれを視れば、所論必しも奇警ならずといえはいえ、当年の意見としては、着眼実に肯綮に中り、説いて頗る適切なるを失わなかつた。小村は夙に清国に対する經濟觀に於て一隻眼を有し、特に開港場の増設、航路の拡張はもちろん、列国がまだ清国の鐵道について何等思考なく、計画なく、施設を有しなかつた当年に於て、既に京津及び關外線の必要を説き、南滿洲との連絡に論及しているのである。されば下ノ閣議和條約案の第六條に於て清国政府に從來の開港市の外、日本臣民の商業、住居、工業、及び製造のために北京、沙市、湘潭、重慶、梧州、蘇州、杭州を開くべきこと、並びに清国政府は旅客及び貨物運送のため日本国汽船の航路を (一)宜昌より重慶、(二)揚子江より湘

潭、(三)広東より梧州、(四)上海より蘇州杭州に到る各江間に拡張せしむべきこととの要求條項があつたのは、小村の右の意見を大体採用して少しく修正を加えたもので、爾後確定條約に於て、新開市港は沙市、重慶、蘇州、杭州の四箇所、航路の拡張は宜昌より重慶、上海より蘇州杭州に至る二線となつたが、その最善を得なかつたにしても次善を得たのは、要するに小村の卓見が基礎となつたのである。

日清間には、此の講和條約締結以前には明治六年より実施された日清修好條規があるに止まり、該條規は相互に治外法権を附与し又協定税率を課するという、欧米列国より課せられた不平等條約を相互に承認する意味での平等條約であつて、我が国は欧米諸国の有利な商業的立地に均霑し得ず、中国市場に於ける競争に著るしい差別的な不利を蒙り、最惠國條款の獲得は国内市場の狭い日本にとつて焦眉の要求であつた。講和條約に依り最惠國待遇はもとより長江を開市せしめ、開市開港場に於て製造業に従事し得ることとなり、鑛鑛産業の原料確保と中国市場の獲得という日本資本主義待望の幕はここに切られたのであつた。

四月十七日、日清講和條約は成立した。而して同月二十三日、露、独、仏三国政府が干渉して來た結果、翌二十四日の広島御前會議に於て「第三国との和親は到底破る可らず、新に敵國を生ずるは断じて得策に非ず」との廟議が確定をみて、この條約に依り一旦我が割取した遼東半島を清国に還附するに至つた。その始末は今説かないが、ともあれ干渉の警鐘は我が朝野を驚動せしめた際、政務局長として惟幄に参与する筈であつた小村は、突如病んで事を見ることとが起きなかつた。初め四月十七日に日清講和條約成立し、朝野拳つて戦勝の余酔なお醒めなかつた四月二十日の朝、在本邦独國公使は來たりて霞ヶ関を訪うた。時に陸奥大臣は広島に在り、林次官は外出中であつたので、小村は代つ

て引見したが、同公使は「本国政府の訓令に依り至急外務大臣に直接に面談したき緊要事件あり、多分他の公使と共に申し上ぐることになるべし。その用向及び他の公使の名は只今申し述べ難く、明日重ねて外務次官に面会の上のことにすべし」といつて引き取つた。小村は林の帰庁を俟つてこれを報告し、遂に干渉が来たのではないかと語つた。林はやや軽くこれを取り、他の用件であらうといつて深く介意しない様子で、陸奥へその旨を電報した中には、「在伯林青木公使の最近の来電より推し独国公使の用向は日清講和條約中の通商的譲与に関する独逸の苦情位のことなるべし」といつた程であつた。これは青木の来電がこの瞬間まで極めて樂天的であつたので、林としては無理からぬ推測であつたといえはいる。もつとも在露都西公使よりは、干渉の主唱国だからでもあらう、この時既に干渉可能性の警報があつたので、小村は多少懸念しておつた。林の著「後は昔の記」には「二十八年の一月頃、タイムス社の通信員ブラウキツチは本社に通信して曰く、露国は独仏二国を促して日清間に干渉を試みんとす、其の眼目は日本の大陸に勢力を植ゆるを妨ぐに在りと。故に三国干渉の来ることは我が方にては早くより予期したる所なり」とあるが（第二七頁）早くより予期したとは疑わしいが、多少の予感があつたと見られる理由がある。後日客が小村に「一旦割取した遼東半島を三国干渉の前に畏縮して抛棄するようならば、寧ろ初めからこれを割取しないのが賢明でなかつたか」と難じたのに対し、「干渉の心配は実はあつたのですが、当初より台湾だけの割取として置いたならば、当時南清に利害を有する某国が主となつて、台湾の割取にも反対しそうな形勢も見えたのですから、台湾もどうなつたか解りませぬ。然るに遼東のことが大問題となつたので、台湾は問題にならずに了つたのです」と。味うべき一説である。とにかく独国公使は露公使との打合せに手間取り、次官訪問を一再延期した末、いよいよ同月二十三日、三国

公使は打ち連れて来省し、公然の勧告を林次官に致した次第である。

小村は前日退庁後から発熱急に高く、医者よりは腸チフスと診断せられ、二十三日のことは知らずにその儘東京慈恵病院に入つた。院長は高木博士（兼寛）であつた。小村は曾て鹿鳴館の夜会で某の高木博士に紹介して呉れとの求めにより、これを博士に紹介し、同時に博士の眼の前で某に向つて「高木さんは生命の不用になつた時に見て貰う医者です」といつて哄笑したことがある。彼は今博士の病院に入つたが、入院後も病勢依然重く、医者は嚴に談話の時事に互ることを戒めたので、小村は遼東還附のことも知らなかつた。ところがたまたま僚友の中島書記官（雄）が見舞に來て突然一大事なるものを報じ大声で「嗚呼、遼東還附、遂に君の苦心を水泡に帰せしめた」と叫んだので、病床の主人始めてその事を知り、体温一時上昇したる危険もあつた。

小村は在院一月余の間に、曾ては眉目秀麗の貴公子的美貌も一変し、眼窪み頬落ちたる後年の實相は、この時から人の目に留るようになり、退院後も、暫しは健康旧に復せず、たまたま当時病を大磯に養つていた大臣陸奥より、同地に転地保養せよとの勧誘もあつた。そこで彼は、当時上京中であつた母堂を伴うて大磯に往き、瀟龍館に宿して十日余り健康の回復を計つた。

これより先我が国は三国干渉に余儀なくされて深く遼東還附を宣言したけれども、その還附に伴う対清善後処分は差当り緊急問題として眼前に残つていた。小村は病床にあつて深く思を凝し、退院後遼東還附條件として清国に要求すべき事項に関する意見を草して陸奥の参考に供した。その中には報償金額のこと、北京内外交通機關經營のこと、開港市場増設のこと等についての意見もあつた。けれども当時の形勢はその実現を許さなかつた。遼東還附の事に干

渉したる露独仏三国は、次でこれが善後処分に付ても我が方に対し忠言を挟み、対清報償金額、遼東撤兵期日、台湾海峡通航等について彼我の間に種々の意見交換の末、我が国は結局彼等の注文を斟酌して遼東還附に対する報償金額を三千万両に限ることとなつた。

小村は病余を大磯に養うの間、留守邸より一慶報に接した。次男の出生である。戦捷と和治とに因んで捷治と名づけられた。

第三章 駐韓公使時代

これより先日清開戦後程なく、我が駐韓大島公使が独立扶植の名に於て韓廷に対し強要した政治上ないし社会上の急進的改革は、却つて多数韓人に厭惡の情を促さしめ、内外の策士この機に乗じて排日熱を煽動したため、韓廷に於ける我が勢力はとかく連戦連勝の勢に伴わず、開戦後幾許もなくして寸進尺退の状況となつた。心あるもの苟にこれを憂え、新たに一大有力者を得て対韓政策上一生面を開くことを望むの時、井上内相（馨）は自ら奮つて二十七年の十月駐韓公使の任を引受け、同月二十六日京城に着任した。

井上は親しく韓廷の情勢を視、先づ大院君の匪望を根絶するの急務を認め、その二心を面責して身を政局より退かしめた。由來大院君の威望は全韓廷を圧していたのに、井上一たび手を挙げるや、さすがの老雄も忽ち屏息するに至つたから、廷臣いずれも井上の勢力の絶大に驚き、争うてその足下に拜跪し、半島の風雲全く井上の手中にありと見えた。機を觸るに敏な閔后は、ここに於てか井上の勢力と援助を藉つて権勢を恢復しようとし、井上に頼つて局面を一変するの謀計を運らした。けれども井上は先づ宮中府中の区劃を明らかにして韓廷の病根である朋党周比の弊を絶ち、且つ閔后の政務に干渉するを止めることを劈頭第一の必須條件とし、その他韓国政府の官制を定め官規を立てることを急務と認め、国王に勧めて二十ヶ條の改革案を実行せしめようとした。けれども井上の閔后政務干渉遏止案は、閔后退隱案とも解せらるゝので、閔后これを啣むこと甚しく、潜に侍臣に向つて「この怨は朝鮮半分を失うても